

農の雇用・労力支援推進協議会設置要綱

平成27年10月29日制定
農政水産部農業経営支援課

(趣旨)

第1条 人口減少、少子高齢化の進行に伴い、農業の担い手の確保が課題となっている中で、本県農業の生産力を維持・拡大していくためには、農業法人や認定農業者等の雇用型経営を中心とした大規模経営体が雇用人材を安定確保しながら、生産基盤の拡大を図っていくことが重要である。このため、産地における周年を通じた雇用調整を行う「援農隊」を育成するとともに、派遣型の就農研修として「お試し就農」に新たに取り組み、就農希望者と農業法人とのマッチングによる法人就農の定着化により、地域農業の持続的発展を図ることを目的とし、地域農業における雇用人材等について総合的に検討する農の雇用・労力支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 地域農業の担い手確保に関すること
- (2) 援農隊地域労力サポート事業に関すること
- (3) 宮崎成長産業人材育成事業に関すること
- (4) その他地域農業の雇用人材等の確保に必要なこと

(構成)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

- (1) 会長は、宮崎県農政水産部農政次長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表に掲げる職等にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の会合)

第5条 協議会の会合（以下「会合」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会合に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮崎県農政水産部農業経営支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	役 職	備 考
宮崎県農政水産部	次長（農政担当）	会長
宮崎県農業協同組合中央会 営農対策部	課長	
宮崎県経済農業協同組合連合会 営業開発課	課長	
（一社）宮崎県農業法人経営者協会	事務局長	
（公社）宮崎県畜産協会	事務局次長	
宮崎県農業振興公社 担い手支援課	課長	監事
宮崎県農業会議 農政課	課長	
宮崎県農業再生協議会	事務局次長	
都城市 農政課	課長	
三股町 産業振興課	課長	
小林市 農業振興課	課長	
高原町 農政畜産課	課長	
日向市 農業畜産課	課長	
都城農業協同組合 地域営農振興課	課長	
こばやし農業協同組合 農業企画室	課長	
日向農業協同組合 営農支援課	課長	
宮崎県立農業大学校	副校長（教育担当）	
宮崎県 北諸県農林振興局 地域農政企画課	課長	
〃 普及企画課	課長	
〃 農業経営課	課長	
宮崎県 西諸県農林振興局 地域農政企画課	課長	
〃 普及企画課	課長	
〃 農業経営課	課長	
宮崎県 東臼杵農林振興局 農政水産企画課	課長	
〃 普及企画課	課長	
〃 農業経営課	課長	
宮崎県 農政水産部 農産園芸課	課長補佐（園芸担当）	
宮崎県 農政水産部 農業経営支援課	課長	